

小国中学校 学校運営協議会推進計画

小国中学校 コミュニティ・スクール担当

1. ねらい

- (1) 学校と地域の人々（保護者、地域住民等）が目標を共有し、一体となって地域の子どもたちを育てていく。
- (2) 子どもの豊かな育ちを確保するとともにそこに関わる大人たちの成長も促し、ひいては地域の絆を深め地域づくりの担い手を育てる。

2. コミュニティ・スクールのイメージ



3. 小国町公立学校における学校運営協議会の設置に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第47条の5の規定に基づき学校（小国町立小学校設置条例（昭和39年小国町条例第13号）に定める小学校及び小国町立中学校設置条例（昭和39年小国町条例第14号）に定める中学校をいう。以下同じ。）に設置する学校運営協議会（以下「協議会」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 小国町教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、保護者及び地域の住民等（以下「地域住民等」という。）が学校の運営に積極的に参画することにより、地域住民等の意向を学校の運営に的確に反映し一層地域に開かれた信頼される学校づくりを実現するため、当該学校の運営に関して協議する機関として、指定する学校に協議会を設置することができる。

(指定)

第3条 教育委員会は、次に掲げる事項に照らし適当と認めるときは、協議会を設置する学校（以下「指定学校」という。）を指定することができる。

(1) 地域住民等が学校の運営に積極的に参画することにより、学校と地域住民等

が協働して、創意工夫と特色ある学校づくりを行うこと

(2) 学校と地域住民等が連携協力し、学校を核としたコミュニティづくりを進め

ること。

2 教育委員会は、前項の指定に当たっては、校長及び地域住民等の意見を反映するよう努めなければならない。

3 第1項の指定の期間は、教育委員会が指定を取り消すまでとする。

(委員の任命)

第4条 協議会の委員（以下「委員」という。）は、次の各号に掲げる者のうちから、教育委員会が任命する。

(1) 当該指定学校の保護者

(2) 当該指定学校の地域住民

(3) 当該指定学校の校長

(4) 当該指定学校の教職員

(5) 学識経験者

(6) 関係行政機関の職員

(7) 前各号に掲げる者のほか、教育委員会が適当と認める者

2 当該指定学校の校長以外の委員については、当該指定学校の校長が推薦することができる。

3 教育委員会は、第2項の推薦があったときは、これを尊重して委員の選考を行うものとする。ただし、当該推薦のあった者以外の者を選考することを妨げない。

4 委員の定数は、10人以内とする。

5 委員の辞職等により欠員が生じたときは、教育委員会は新たな委員を任命することができる。

6 委員は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第3号に規定する非常勤の特別職職員の身分を有する。

（任期）

第5条 委員の任期は、2年とし再任することができる。ただし、引き続く2任期を超えて再任できない。

2 前条第5項の規定により新たに任命された委員の任期は、前任者の残任期間とし1任期とみなす。

3 前2項の規定にかかわらず、当該指定学校の指定の期間が満了したとき、又は指定が取り消されたときは、委員は、その身分を失う。

（守秘義務等）

第6条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

2 前項のほか、委員は、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 協議会の運営に著しい支障をきたすような行為

(2) 営利行為、政治活動、宗教活動等に委員としての地位を不当に利用する行為

(3) 委員の職の信用を傷つけ、又は委員の職全体の不名誉となるような行為

（委員の免職）

第7条 教育委員会は、委員が退職を願い出たときのほか、委員が次の各号のいずれかに該当するときは、その職を免ずることができる。

(1) 前条の規定に違反したとき

(2) 心身の故障のため、職務を遂行することができないとき

(3) 前2号に掲げるもののほか、その職に必要な適格性を欠くとき

2 指定学校の校長は、委員が前項各号の一つに該当すると認められるときは、速やかに教育委員会に報告しなければならない。

(報酬等)

第8条 委員の報酬については、小国町特別職の職員の給与に関する条例（昭和45年小国町条例第15号）第8条の規定に基づき、教育長が別に定める。

(会長及び副会長)

第9条 協議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により選出する。ただし、当該指定学校の校長又は教職員を会長又は副会長に選出することはできない。

3 会長は、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。

5 会長及び副会長の任期は、1年とし、再任を妨げない。

(基本的な方針等の承認等)

第10条 指定学校の校長は、次に掲げる事項について、毎年度基本的な方針等を作成し、協議会の承認を得るものとする。

(1) 当該指定学校の教育目標及び学校経営方針に関すること

(2) 当該指定学校の教育課程の編成に関すること

(3) その他校長が必要と認める事項

2 指定学校の校長は、前項の規定により承認を得た基本的な方針等に沿って、その権限と責任において学校の運営を行わなければならない。

(運営等に関する意見)

第11条 協議会は、当該指定学校の運営に関する事項（次項に規定する事項を除く。）について、教育委員会又は校長に対して、意見を述べることができる。

2 協議会は、当該指定学校の職員の採用その他の任用に関する事項（分限及び懲戒に関する事項を除く。）について、当該職員の任命権者に対して意見を述べることができる。この場合において、当該職員が県費負担教職員（市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条に規定する職員をいう。）であるときは、教育委員会を経由するものとする。

(会議)

第12条 会長は、協議会の会議を招集する。

2 会議の議長は、会長がこれにあたる。

3 協議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

4 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

5 議決事項に利害を有する委員は、当該議決事項に関して議決権を有しない。

6 会長は、必要があるときは、当該指定学校の校長又は教職員から報告及び説明を求めることができる。

7 会長は、必要があるときは、校長と協議のうえ、委員以外の第三者に会議の出席を求め、意見を聞くことができる。

8 会長は、会議録を調製し、保管しなければならない。

(会議の公開)

第13条 協議会の会議は、公開とする。ただし、当該指定学校の職員の人事に関する事項その他の事項について、公開しないことができる。

2 会議を傍聴しようとする者は、あらかじめ会長に申し出なければならない。

3 傍聴人は、会議の進行を妨げる行為をしてはならない。

(運営への参画促進、点検及び評価等)

第14条 協議会は、当該指定学校の運営について、地域住民等の理解、協力、参画等が促進されるよう努めなければならない。

2 協議会は、地域住民等に対して、その活動状況に関する情報を積極的に発信するとともに、地域住民等の意見、要望等を把握し、その運営に反映するよう努めなければならない。

3 協議会は、当該指定学校の運営状況について、点検及び評価を行うものとする。

4 協議会は、各年度終了後速やかに教育委員会に対して、協議会の運営状況等を報告しなければならない。

(指導又は助言)

第15条 教育委員会は、協議会の運営状況についての的確な把握を行い、必要に応じて協議会に対して指導又は助言を行うものとする。

(運営に必要な事項等)

第16条 協議会は、法令及び教育委員会が定める規則の範囲内において、協議会の運営に必要な事項を定めることができる。

2 協議会は、その定めるところにより、部会等の必要な組織を置くことができる。

3 協議会は、教育委員会に届出のうえ、別の名称を用いることができる。

(指定の取消し)

第17条 教育委員会は、協議会の運営が著しく適正を欠くことにより、指定学校の運営に著しい支障が生じ、又は生じるおそれがあると認められる場合には、指定を取り消すものとする。

(委任)

第18条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

4. 小国中学校サポーター事業

(1) ねらい

子どもたちの学習活動や教育活動に対して、学校サポーターの方々の長年培われた経験や熟練した技術・技能を、校区の子どもたちのために提供していただく。

(2) 学校サポーターとは

- ①学校の要請に応じて、できる人が、できる時に、できることを提供する。
- ②自発的思考によって無償で行う。
- ③サポーター自身の経験や専門性を活かす。
- ④地域と学校の絆が深まり、地域と学校の活性化に役立つ。

<読書活動サポーター>

- ・ 図書の生徒による貸し出しのサポート・図書貸出カードの記入と図書返却の確認
- ・ 読み聞かせ

<学校環境サポーター>

- ・ 花壇の花植え
- ・ 除草作業等

<学校の畑サポーター>

- ・ 学校の畑の整備など

5. 小国町におけるコミュニティ・スクール



6. 年間計画

会議・行事	期日	協議内容
入学式	4月 7日 (木)	
第1回学校運営協議会	4月26日 (火) 18:30~	<ul style="list-style-type: none"> 学校運営協議会、コミュニティ・スクールについての説明 役員改選 平成28年度学校経営方針・重点説明と承認 平成28年度学校運営協議会計画 学校ボランティアの組織について
学校ボランティア調整会		
第1回小国町小中合同会	5月	<ul style="list-style-type: none"> 情報交換と学校支援センター等の連携について
壮行式	6月17日 (金) 15:20~	

第2回学校運営協議会	8月 1日 (月) 18:00～	<ul style="list-style-type: none"> ・1学期学校評価について ・2学期以降の学校運営協議会活動の確認 ・学校ボランティア推進状況について ・部活動適正化について
運動会	8月27日 (土) 9:00～	
第3回学校運営協議会	9月29日 (木) 18:30～	<ul style="list-style-type: none"> ・部活動適正化について
文化祭	10月30日 (日) 9:00～	
第4回学校運営協議会	1月17日 (火) 18:00～	<ul style="list-style-type: none"> ・2学期の学校評価について ・部活動適正化について
第2回小国町小中合同会 第5回学校運営協議会	3月 1日 (水) 18:00～	<ul style="list-style-type: none"> ・小中毎の事業報告 ・平成28年度学校運営方針・重点反省 ・平成28年度学校運営協議会の事業反省 ・平成29年度学校運営協議会について
卒業式	3月16日 (木)	